**がん検診の事業評価　チェックリストによる調査について**

**資料５**

**１　がん検診の事業評価とチェックリスト**

**■これまでの経過**

**国の動き**

平成18年３月**「健康診査管理指導等事業実施のための指針」の一部改正**

（平成18年３月31日付け老々発第0331004号）

・都道府県においてがん検診の事業評価を行うことが示された。

平成20年3月**「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」発出**

（平成20年３月31日付け健発第0331058号）

・市町村及び都道府県は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年３月）。以下「報告書」という。）」の「がん検診のための事業評価のためのチェックリスト」を参考とするなどしてがん検診の事業評価を行うことが示された。また、検診実施機関においてもチェックリストを参考とし、精度管理に努めるものとされた。

平成28年２月**「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正**（参考資料１１）

（平成28年２月４日付け健発0204第13号）

　・第3章がん検診の総則に「事業評価」が新設。

　　　「がん検診における事業評価については、平成20年３月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」がとりまとめた報告書において、その基本的な考え方を示しているところである。 （中略）

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、**国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」に置き換えることとする。**　」

**府における実施状況**

　平成19年度　各がん部会での審議を経て、がん検診事業評価のためのチェックリスト調査を開始

**■事業評価の調査項目及び設問について**

**国の示すチェックリスト**

　平成20年３月　「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について　報告書」にがん検診に関する検討会作成の「事業評価のためのチェックリスト」（以下「旧チェックリスト」）が示された。

　平成28年３月　厚生労働省健康局がん・疾病対策課より「事業評価のためのチェックリスト」（以下「新チェックリスト」）の改定について通知が発出された。

**大阪府におけるチェックリスト**

・市町村を介して個別医療機関を含むすべての検診実施機関を対象にチェックリスト調査を実施

・市町村向けチェックリスト調査については国の旧チェックリストを準用

・検診実施機関向け項目・設問については、乳がんを除く胃・大腸・肺・子宮頸がん検診について旧チェックリストを準用

・乳がん検診のみ、乳がん部会委員提案のもと、府内全体の精度管理の向上を目的に精度管理小委員会を
設置の上府独自の調査票（参考資料10）を作成し、調査開始当初から検診実施機関向けに使用
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成27年度に設問を一部改正）

・平成27年度調査から市町村向けチェックリストに、府の設定した重点受診勧奨対象者層への個別勧奨等の取組み状況を確認・評価するため、府独自に受診勧奨に関する設問を追加した。



1

**■市町村用**

・「３．受診者への説明、及び要精検者への説明」の新設

　　旧チェックリストの検診機関用に記載のあったもの。市町村が受診勧奨時に説明する場合もあるため追加。

・精密検査の受診勧奨及び結果の把握についての設問が追加された。（６（２）、（３）、（５）の追加）

・「８．地域保健・健康増進事業報告」の新設

　　検診機関からのがん検診の結果報告について、地域保健・健康増進事業報告（以下「健増報告」という。）の全項目を把握できるよう確認する設問がより細かく設定された。

・「９．検診機関（医療機関）の質の担保（旧「検診機関の委託」）」の項目に検診機関への精度管理状況のフィードバックの有無等について確認する項目が追加された。（９（１－ｂ）から（２－ｃ））

・受診率の集計の項目が追加され、

「受診者を検診機関別に集計しているか」　　→　　「受診率を検診機関別に集計しているか」

に変更され、受診率算定の分母は市町村の全対象者と示された。改定理由は「どの検診機関に受診者が集中しているかの比較に用いられる」ためとされた。

**■仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目**

**（１）各がん共通**

・「１．受診者への説明」の設問の追加（１（４）、（５）、（６）の追加）

　検診の利益・不利益や、継続受診の重要性、各がんの傾向についての説明の有無を確認する設問が追加された。

・大腸がん検診以外の旧チェックリストにはなかった受診後の結果報告通知（受診者・市町村）に要する日数について確認する設問が追加された。（５（１））

・検診機関自らが自機関の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討の実施を確認する項目が追加された。

**（２）胃がん**

・胃内視鏡検査についての項目の追加（胃がん新チェックリスト２（10）及び４）

**（３）大腸がん**

・便潜血検査キットについてより詳しく市町村に報告をしているか確認するため設問内容を一部変更（大腸がん新チェックリスト２（２））

**（４）肺がん**

・平成26年のがん検診指針改正により、胸部エックス線撮影を技師のみで行う場合が想定されるため、技師のみで撮影を行う場合の精度管理に関する設問を追加（肺がんチェックリスト２（８）、（９）、（10）、（11））

**（５）子宮頸がん**

　・細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）の市町村への報告の有無について確認する設問の追加（子宮頸がん新チェックリスト２（２））

**■検診機関用**

　　検診機関用の新チェックリストは、仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目を基に作成されており、同様の項目が変更・追加された。

旧チェックリストは集団検診を想定した項目・設問であったが、個別検診機関向けにも実施できるよう内容が改定された。

**２　国「チェックリスト」の主な変更点　（参考資料９）**

2

**３．大阪府独自調査票　乳がんマンモグラフィ検診精度管理調査票との比較**

旧チェックリストが示される以前から大阪府では独自の調査票を使用しているが、今般のチェックリストの改定を受け、独自調査票の項目と新チェックリストについて比較した。

■**府独自調査のみにある項目**

【問診及び撮影の精度管理】

③　貴施設で、乳房エックス線撮影装置は何台（総数）ありますか。

|  |  |
| --- | --- |
| アナログ装置　　　　台 | デジタル装置　　　　台 |

③-ａ　③の装置で、日本医学放射線学会の定める仕様基準【※１】を満たしている装置、及び、
マンモグラフィ検診施設画像認定【※２】を受けている装置は何台ありますか。

|  |  |
| --- | --- |
| 仕様基準【※１】を満たしている装置 | 検診施設画像認定【※２】を受けている装置 |
| アナログ装置　　台 | デジタル装置　　台 | アナログ装置　　　台 | デジタル装置　　　台 |

　④　撮影に従事する、撮影医師（医師撮影）及び撮影技師の認定取得状況・雇用形態を記入してください。

　　　注：認定については、更新講習を受けているかを確認して記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 医師・技師 | 精中機構撮影認定【※３】取得状況 | 雇用形態 | 医師または技師 |
| 例 | Ａ　・　　Ｂ　・　未認定 | 常勤　・　非常勤 | 医師 ・ 技師 |
| １ | Ａ　・　　Ｂ　・　未認定 | 常勤　・　非常勤 | 医師 ・ 技師 |

【読影の精度管理】

①　読影に従事する、医師の認定取得状況及び雇用形態を記入してください。また、それぞれは読影のどの
部分を担当されていますか。注：認定については、更新講習を受けているかを確認して記入してください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 読影医師 | 精中機構読影認定【※４】取得状況 | 雇用形態 | 読影実施体制 |
| 例 | Ａ　・　Ｂ　・　未認定 | 常勤・非常勤 | 主に一次読影・主に二次読影・一次・二次とも |
| １ | Ａ　・　Ｂ　・　未認定 | 常勤・非常勤 | 主に一次読影・主に二次読影・一次・二次とも |

☆報告書のチェックリストにおいては、装置の使用基準・施設画像認定・医師・技師の認定について
確認しているものの、その台数や医師・技師の人数、雇用形態を確認する項目はなし。

【所見用紙（様式）】

　①　視触診の所見用紙は「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル」に基づいたものを使用していますか　※視触診を実施している場合にのみ回答してください

　☆がん検診指針において視触診が必須項目でなくなったことから、報告書のチェックリストでは視触診についての設問はなし。

■**新チェックリストのみにある項目**

☆「２ 国チェックリストの主な変更点　仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（１）各がん共通」で述べた変更点の他、以下設問が府独自調査票にはない項目となっている。

【２ 問診及び撮影の精度管理】

(２) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか

(３) 問診では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取しているか

(５) 両側乳房について内外斜位方向撮影を行っているか。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の２方向を撮影しているか

【３ 読影の精度管理】

(２) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しているか

(３)及び(４)撮影画像及び検診結果を少なくとも５年間は保存しているか

**結果**

**・府独自調査票でのみ把握している項目は、装置設置台数や医師・技師の人数、雇用形態であった**

**・府独自調査票では各がん共通して確認されている項目が数点網羅されていなかった**

3

**４．今後の大阪府におけるがん検診チェックリスト調査について**

　平成28年２月「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により「第３章がん検診の総則」に「事業評価」が新設され、以下のことが示された。

・「がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握する」こと

・「報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」に置き換えること」

■基本的な考え方

　がん検診の指針において事業評価及びチェックリストの様式について明記されたことから、府においても国の新チェックリストの項目を準用し、資料５別紙「府事業評価チェックリスト（案）」によりがん検診事業評価のためのチェックリスト調査を実施し、引き続き市町村及び検診機関の事業評価を行っていく。

■大阪府独自の項目・設問について

１　「乳がんマンモグラフィ検診精度管理調査票」は廃止し、新チェックリストを準用する。

２　府の設定する重点受診勧奨対象者への受診勧奨等に関する設問については、市町村の検診受診率向上に関する取組みをより細かく評価していくため、引き続き採用する。

３　各がんの市町村用様式の「４．受診率の集計（1-b）受診率を検診機関別に集計しているか」については、市町村の規模や委託検診機関数によっては検診機関ごとの受診率の値が小さくなりすぎ、比較が困難であることが予想されるため、従来の設問の「受診者を検診機関別に集計しているか」を引き続き採用する。

4